

「市長への手紙」HP掲載データ（令和4年11月分）

見出し	0411-11 国保が高い
ご意見	国保税が高く、生活が苦しい
回答	<p>健康保険については、現在日本では国民皆保険制度となっており、75歳未満の方は、原則として勤め先や働き方によって被用者保険または国民健康保険へ加入することとなっております。</p> <p>健康保険が高いとのご指摘であります。国民健康保険に係る国民健康保険税について、本市では市税条例により課税し、ご負担いただいているところです。医療保険制度は皆様にご負担いただく保険税（料）等により運営されており、これにより平等に医療を受けることができる仕組みとなっております。また、病院等を受診した際に自己負担額3割（又は2割）で医療を受けられるのも、この医療保険制度によるものです。この医療保険制度を継続して運営するためには、国民健康保険税等の保険料のご負担は不可欠なものであり、制度運営についてご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、国民健康保険税は所得や世帯状況に応じた軽減措置や減額免除制度があり、各世帯の状況を確認し納税相談等にも対応いたしますので、市役所各担当課へご相談いただきますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>なお、全国健康保険協会等の被用者保険制度については、保険者ごとに医療保険制度が決められているため、勤務先等へご確認いただきますようお願いいたします。</p>
担当課	市民課 電話：0194-52-2118